

学 校 監 査

監査対象 小学校25校、中学校13校

監査期間 令和6年9月9日～令和7年1月9日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、7件の指摘と15件の指導を行いました。

また、いじめ及び事故が発生した際の報告方法などについて、12件の意見を付しました。

★主な指摘事項

・理科準備室の薬品の管理について

理科準備室で使用する薬品については、使用ごとに現物と薬品管理簿の残量が一致するように管理することとされています。しかし、二酸化炭素の缶の残数確認を行ったところ、実数は1本でしたが、薬品管理簿には4本と記載されており、3本の使用が不記載でした。

【大谷小学校】

・いじめ被害に係る報告について

いじめを覚知したときには直ちに教育委員会事務局に電話により概要を報告し、発覚日から1週間以内に事故報告書を教育委員会事務局に提出することとされています。

しかし、令和6年4月から8月までの間に2件のいじめを確認していたものの、軽微な段階で早期に発見できたこと、児童への指導や保護者への報告を覚知日のうちに完了できたことなどを理由として、教育委員会事務局への電話連絡や事故報告書の提出を行っていませんでした。

【南部小学校】

●主な意見

・いじめ及び事故が発生した際の教育委員会事務局への報告について

今回の学校監査において、いじめを覚知していたにもかかわらず軽微なものと判断して教育委員会に報告をしていなかった事例が1件、教職員の失念により事故報告書の提出が遅れていた事例が6件、見受けられました。

いじめや事故の対応については、学校と教育委員会が連携して児童生徒の安全を確保しなければならないことから、早急に情報共有し組織的に対応することが重要であることに加え、学校でいじめや事故が発生した際にその事実を教育委員会に報告していない場合には、学校による隠蔽との指摘を受ける可能性もあります。

そのため、各学校にあっては、いじめ及び事故発生の際の報告等の手順を遵守するとともに、教育委員会にあっては、それらの手順が適切に行われているか改めて確認し、各学校において継続して手順が遵守されるよう必要となる周知が行われることを望みます。

・いじめ対策及びヤングケアラーへの対応などについて

長田西中学校及び長田北小学校にいじめ対策について確認したところ、各校で定めた学校いじめ防止基本方針のもと、児童・生徒への日頃からの指導や日常会話からの状況の把握、保護者も含めた面談の実施、悩みごとアンケートの実施など、早期発見、早期解決のための取組を実施しているとのことでした。また、警察や外部講師による講演など、関係機関と連携している取組も見受けられました。

加えて、近年問題となっているヤングケアラーについても、家庭の状況を把握し、スクールカウンセラーや訪問相談員との情報共有を行うなど、問題意識を高く持っていることもうかがえました。

いじめやヤングケアラーなどの問題については、早期発見することが非常に重要である一方、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われると言われており、また、ヤングケアラーは家庭内のことであったり、本人や家族に自覚がなかったりすると言われていていることなどから、児童生徒のささいな変化を教職員が気付く力を高めていくことが必要であると考えます。

いじめやヤングケアラーなどの問題については、引き続き関係機関と連携して対応するとともに、教職員が児童生徒の変化に気付く力を高めていくための取組を進めていくことを期待します。

・静岡型小中一貫教育について

静岡型小中一貫教育については、令和5年市議会9月定例会において、教育委員会事務局から「本市では、令和4年4月に静岡型小中一貫教育が全市一斉にスタートして、本年度は2年目です。ただ、平成29年から準備を進めてきたため、全てのグループで実質的に7年近く取組が進められております。」との説明があり、全てのグループで平成29年からの取組があり、その蓄積を基に小中一貫教育が推進されている旨の認識が示されています。

しかし、長田西中学校及び長田北小学校に小中一貫教育の成果、課題等について質問したところ、両校の回答の中で「始まってまだ3年…」と認識している旨の発言があり、全市一斉にスタートした令和4年を起点とした3年目の取組なのか、準備を開始した平成29年を起点とした8年目の取組なのか、基本的な部分において教育委員会事務局と監査対象校との間で認識に差があるように感じられました。

学校現場では、地域とも連携した取組が進められていますが、静岡型小中一貫教育を、児童生徒、教職員、地域にとって、より良い制度としていくためには、教育委員会事務局と学校とが共通の認識を持った上で、個々の学校の実情に応じて取り組んでいくことが必要となります。そして、個々のグループの課題や成果を他のグループとも共有し、共に検証・改善に取り組むことで、本市全体の教育環境の向上に繋げていくことが求められていますので、今後も教育委員会と学校との連携をより一層緊密にし、共通認識の下で小中一貫教育が推進されていくことを期待します。